



公衆衛生医師の主な業務

千葉県保健所は、「千葉県保健福祉局医療衛生部」に属し、市内の公衆衛生業務を行っています。

1 【千葉県保健所】での業務（ほんの一例です。）

（1）医務業務（市内病院・診療所への立入検査、各種免許受付・交付手続き、医療相談窓口）

- ・市内病院・診療所への立入検査、院内感染対策・医療安全体制・放射線装置等の病院・診療所における適正管理状況の把握、評価、指導
- ・医療相談窓口寄せられた対応困難事例への助言、指導
- ・診療所として登録されている保健所の医療施設管理者としての管理業務（区保健福祉センターは、保健所の巡回診療所としての登録となり、管理者は通常健診等に従事する市医師会派遣の医師を選任）

（2）薬務業務（市内病院・薬局への立入検査、各種免許受付・交付手続き、衛生検査所立入検査）

- ・市内病院薬剤部・薬局への立入検査時の指導、評価
- ・市内衛生検査所（病院や診療所が依頼する、患者からの採血・尿等の検体の検査機関）への立入検査時の現場評価、指導、精度管理委員会への報告、参加

（3）結核業務（結核患者自身への調査、患者服薬支援（DOTS）、患者調査に基づく接触者健診の企画、結核診査協議会への出席）

（4）感染症業務

- ・市内医療機関から依頼された行政検査（遺伝子検査（PCR検査））対応、及び積極的疫学調査（感染源調査、陽性者本人への調査に基づく他者への伝染可能期間における接触者の割り出し・行動調査）
- ・感染・発病予防の注意喚起（医学的見地からのプレス発表用基本事項の情報把握、整理、報告）
- ・他自治体保健所からの千葉県在住の濃厚接触者の健康観察の依頼に対する対応
- ・HIV検査における相談者で処遇困難事例等に対する医学的見地からの指導
HIV陽性者への対応（検査陽性の告知、専門医療機関受診必要性の説明、紹介状作成、受診医療機関の日時調整）

2 【千葉県保健福祉局健康福祉部及び医療衛生部】での業務

保健所勤務の場合は直接市民と関わる業務が多いですが、本庁の「保健福祉局健康福祉部及び医療衛生部」は庁内向け業務や関係機関との調整が主なものになります。

（1）計画策定・企画立案

- ・健康増進計画の策定や新規施策の企画立案など。
また、医師会など関係団体との連絡調整など
- ・災害時行動マニュアルの策定や見直し

(2) 予算確保

- ・千葉市保健衛生の施策を行うための「予算」を財政当局と折衝
また、実際に業務を行う保健所等関係機関との打合せ

(3) 議会対応

- ・市民の代表である市議会議員に、市民からの要望の回答や、市の保健衛生の施策を説明

(4) 報道対応

- ・保健衛生行政の施策や市内での保健衛生上の事件等の報道機関に対する発表への関与

(5) 検診業務

- ・千葉市医師会との各種がん検診の精度管理委員会への参加、健診結果のデータ整理、スタッフへの助言・指導

(6) 母子保健業務

- ・千葉市医師会との母子保健検討会議への参加

(7) 災害医療ワーキンググループへの参加（定期打合せ、各種災害医療訓練・災害医療関係の研修への参加）

- ・DHEAT研修（基礎編、高度偏）への参加
- ・災害医療対策本部への参加、千葉大学DMA T活動拠点本部へのリエゾンとして派遣

3 【千葉市保健福祉センター】での業務

上記の他に、各区に設置されている保健福祉センター（市町村保健センター）を兼務して、直接、地域住民に対する以下の業務を行うこともあります。

- ・処遇検討会議（乳幼児、高齢者、精神病患者）でのケース検討、助言
- ・処遇困難事例等に対する個別訪問と指導
- ・健康課での相談・訪問記録の確認と保健師への助言・指導
- ・神経難病等難病患者等からの医学的相談への対応
- ・要保護児対策協議会（虐待事例に対する各課の調整会議）への参加と助言
- ・乳幼児健診（4か月、1歳半、3歳）のバックアップ
- ・BCG接種の実施
- ・養育医療、育成医療等に関する確認・助言

4 その他

この他にも、保健福祉行政にかかる課題解決のため、様々な業務を行います。

公衆衛生医師の業務に興味がありましたら、ご遠慮なく保健所総務課までお問い合わせください。
